

株式会社田島殖産の最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 北斗市昭和1丁目1番5号
名称 株式会社田島殖産 代表取締役 田島 公人
- (2) 申請年月日 令和4年(2022年)2月22日
- (3) 施設の設置場所 北斗市峯朗8番16、8番22、13番7、13番11、77番2、78番
- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物以外のものは、最大径15センチメートル以下のものに限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- (6) 施設の処理方式 陸上埋立及び準好気性埋立構造、サンドイッチ方式
- (7) 施設の処理能力 面積 8,925㎡ 容量 42,103m³

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
地目は雑種地及び山林で周囲の現況は山林である。また、当該申請地は都市計画法に該当しない。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺500m以内に人家はない。最寄りの人家は申請地南南東方向約1.6kmに位置する。
- (3) 生活環境の状況(利水状況など)
予定地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は予定地から北に約2.0km離れた上磯ダム(戸切地川水系、戸切地川)である。また、予定地周辺には、地下水利用者はいない。
全ての廃棄物運搬車両は市道峯朗線を使用して設置場所に搬入する。

3 当該地域における廃棄物処理状況

- (1) 周辺の処理施設
申請地に隣接して申請者の廃止した安定型最終処分場がある。
- (2) 廃棄物処理の動向
渡島管内に現在稼働中の安定型最終処分場は2箇所、安定型及び管理型最終処分場は1箇所(函館市許可)の3箇所設置されている。

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

縦覧、市町村長の意見提出及び利害関係者の意見書提出の期間について道で調整中。

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、破碎の許可を取得している。(令和4年3月時点。)

また、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和3年(2021年)6月7日に設置予定場所の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。申請者事業場に対する立ち入り調査は直近では令和3年(2021年)10月1日に実施している。

(3) 申請者への不利益処分等の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町村との協議状況

地元自治体である北斗市(市民部環境課)と公害防止協定の締結に向けて協議中。

なお、埋蔵文化財については、令和3年(2021年)2月18日に北斗市教育委員会との事前協議終了。

(2) 他法令の規制

林地開発許可について北斗市農林課と協議中。